

公的研究費等の運営・管理責任体制

令和8年6月1日制定

(目的)

本計画は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科科学大臣決定、令和3年2月1日改正）に基づき、株式会社 Octalab（以下「当会社」という。）における、公的研究費等の運営・管理責任体制を明確化するため制定する。

責任者等	担当
最高管理責任者	代表取締役
統括管理責任者	研究開発責任者
コンプライアンス推進責任者	研究開発責任者
研究倫理教育責任者	研究開発責任者
研究データ管理責任者	研究開発責任者
防止計画推進部署	管理担当部門